

発議第1号

東郷町議会における政務活動費の交付に関する条例の一部改正について
東郷町議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり定めるものとする。

令和4年3月23日提出

提出者

東郷町議会議員 高木佳子

賛成者

東郷町議会議員 比嘉浩二

東郷町議会議員 中野まさひろ

東郷町議会議員 山下茂

東郷町議会議員 熊田彰夫

東郷町議会議員 石橋直季

東郷町議会議員 國府田さとみ

東郷町議会議員 加藤達雄

東郷町議会議員 山田達郎

東郷町議会議員 水川淳

東郷町議会議員 加藤啓二

東郷町議会議員 近藤鑛治

東郷町議会議員 若園ひでこ

東郷町議会議員 門原武志

東郷町議会議員 菱川和英

説明

この案を提出するのは、政務活動費に係る使途基準の見直しに伴い必要があるからである。

東郷町議会における政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

東郷町議会における政務活動費の交付に関する条例（平成24年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表要請陳情等活動費の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

発議の概要

1 改正理由

政務活動費に係る使途基準の見直しに伴い必要があるからである。

2 改正内容

要請陳情等活動費に係る規定を削ること。（別表関係）

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。